

Q 6 製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうためには、どのような書類が必要ですか。診療録（カルテ）など、製剤が投与された当時に作成された医療記録がないと、製剤投与の事実を裁判手続の中で確認してもらうことはできないのですか。

(答)

製剤投与の事実については、裁判手続の中で判断されることとなりますが、製剤が投与された当時の診療録（カルテ）あるいはこれに代わる証拠により、判断がなされるものと考えられます。

これまで裁判所で訴訟等が行われた際の手続を踏まえれば、診療録（カルテ）のみならず、手術記録、投薬指示書等の書面、医師、看護師、薬剤師等による投与事実の証明や本人、家族等による記録、証言等も考慮して、判断がなされるものと考えられます。

個別の事例については、弁護士等にご相談ください。

Q 7 訴訟を提起する必要があるとのことですが、その場合の弁護士費用の取扱いはどうなるのでしょうか。

(答)

裁判手続の中で製剤投与の事実、因果関係、症状が認められた場合の弁護士費用については、一定の基準に従って、国や企業が負担することになっています。

Q 8 C型肝炎に感染していた家族がいましたが、既に亡くなっています。その場合は、支給は受けられないのですか。

(答)

給付金の支給対象になり得た方が、平成20年1月16日（法律の施行日）より前にお亡くなりになっていた場合には、その方の相続人が給付金の請求を行うことができます。